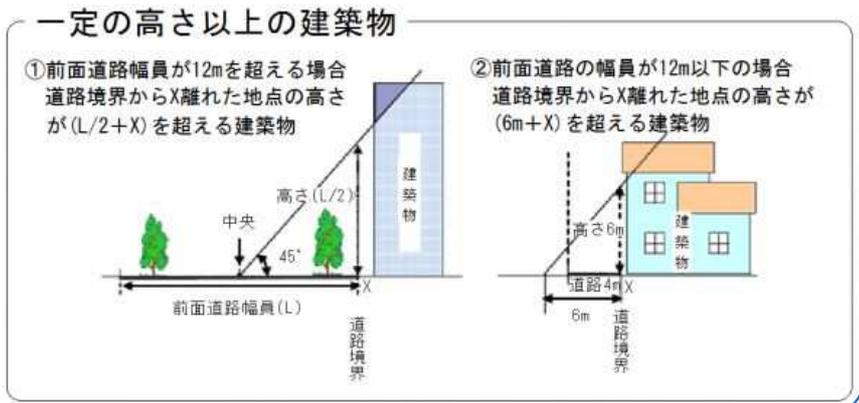


沿道建築物の耐震化も進めています —沿道建築物耐震化補助事業について—

緊急輸送道路沿道の建築物については、地震による建築物の倒壊等で通行障害が起こらないように、耐震化を促進することが必要です。そのため、国は建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月までに着工）の既存建築物で、緊急輸送道路沿道の一定の高さ以上の建築物について、耐震化を促進することとしています。

県では、緊急輸送道路のうち県域を越えた広域ネットワークを形成する路線の政令市以外の区域の沿道建築物に、耐震診断の実施を義務付けるとともに、これらの建築物の耐震診断・改修に対し補助を行っています。



大地震が起きたときに、建築物の被害状況を判定します —被災建築物応急危険度判定制度について—

1 応急危険度判定の目的

大地震が発生した直後において、余震等による建築物の倒壊、部材の落下等から生じる二次被害を防止し、住民の安全を図ることを目的に、被災した建築物の被害状況を調査し判定するものです。

2 応急危険度判定士について

一級、二級又は木造建築士等の資格を有する者で、「神奈川県建築物震後対策推進協議会」が実施する講習会を受講し、県知事の認定を受け登録した者です。

3 応急危険度判定の流れ

応急危険度判定は、地震発生後の1～2日後から余震が繰返し発生する2週間くらいの間に、市町村から依頼を受けた応急危険度判定士が行います。

市町村の役割：判定実施本部を設置し、被災建築物の応急危険度判定を実施します。

県の役割：判定支援本部を設置し、無被害市町村に判定士の派遣要請を行うとともに、他の都道府県に広域支援要請を行うなど、市町村の判定実施本部が実施する応急危険度判定を支援します。

4 判定作業について

判定作業は、判定士2人がチームになって、調査表等の定められた基準により、客観的に判定します。判定の結果については、三種類の判定ステッカーを建築物の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者だけでなく、建築物の付近を通行する歩行者にも、その建築物の危険性が容易に識別できるようにします。

なお、この判定は、罹災証明のための被害調査とは異なります。

